

指摘事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

◎指摘事項

近年、指摘事項はありません。